

# 重複障害・LD等の心理・生理・病理の観点から考える 福岡県内 A 地区における巡回相談の現状と課題

Present condition and problems of patrol consultation in a certain area  
in Fukuoka prefecture considered from the point of view of psychology ,  
physiology and pathology such as duplication disorder  
and Learning Disorders.

中山 政 弘・江 藤 伸 康  
Masahiro Nakayama・Nobuyasu Etou

## 目的

わが国では、中央教育審議会による「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（2005）における総合的な体制整備に関する課題として、「学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力」が掲げられ、学校内の人材はもとより医師、臨床心理士 Clinical Psychologist（以下、CP）、作業療法士 Occupational Therapist（以下、OT）、言語聴覚士 Speech Therapist（以下、ST）等の外部専門家の積極的な活用を図ると同時に、福祉、医療など関係機関等との連携を進める必要性が示された。

この動きをふまえて、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課では平成 20 年度の新規事業として、「理学療法士 Physical Therapist（以下、PT）等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」を全国 10 都道府県に委託して実践研究を展開している。この事業においては、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な教育を行うため、PTをはじめとする外部専門家を活用し、医学、心理学の視点も含めた教員による指導方法等の改善について実践研究を行っているものである（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、2008）。

そのような流れの中で、中央教育審議会初等中等分

科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）では、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた教育制度のあり方について以下の 5 つの提言が行われている。

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

これらの提言の実現のためには専門家によるコンサルテーションの役割が大きく、特に 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上については、外部専門家による間接的な支援としてのコンサルテーションの推進が期待されているものと考えられる。特別支援教育は 2007 年度より全国で完全実施となり、今日では多くの実践が行なわれ、通常学級における発達障害を抱えた子どもたちへの援助サービス提供がなされている。また、特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議（2003）でも、通常学級においては、LD や ADHD などの発達障害を抱えている可能性のある子どもたちが 6.3% の割合で存在していることがあげら

れていることから、特別支援教育は全ての学校や教員が関わっていく取り組みであり、今日においては適切な対応のできる体制整備と支援の方法の確立が急務であると言える。霜田ら（2008）は、外部専門家が訪問する際の大きな目的として、「教員がチームとして、協働で児童生徒への指導や問題解決に積極的に取り組めるようになる」ための助言等を行うこととしている。つまり、外部専門家としての役割は児童生徒への直接的な指導・支援を行うのではなく、児童生徒に対して直接的に指導・支援を行う教員集団そのものが力量を高めていくことを目的としていると思われる。またそのために、外部専門家は次の①②についての活動を主として行うこととしている。

①児童生徒の実態把握に基づいた指導・支援方法の助言

②校内（各学部）でのケース会議の開催

学校全体として、つまり教員がチームとして機能するための間接的支援としてコンサルテーションがあり、その役割を外部専門家が担うことができるものと思われる。

さて、特別支援教育は従来の特殊教育で対象とされてきた障害（視覚障害（弱視含む）、聴覚障害（難聴含む）、知的障害、肢体不自由（運動障害）、病弱・身体虚弱・言語障害・情緒障害）の児童生徒だけではなく、LD や ADHD、高機能自閉症などの障害を抱えた児童生徒も特別な援助サービスを必要とする対象として含めていく取り組みである。学校教育法で定められている「重複障害」とは「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」の中から2つ以上を併せ有する場合と定義されている。また、上記以外に「重複障害」に含まれる障害として「発達障害」があげられる。発達障害は「自閉症スペクトラム障害」「学習障害（LD）」「注意欠陥・多動性障害（ADHD）」「情緒障害」などの障害を併せ有する場合も用いられる。このように特別支援教育においては児童生徒の心理・生理・病理を理解した上での合理的配慮の提供が望まれている。子どもの行動を医学的、心理・社会的な観点から見取ることはフォーマルなアセスメントの充実につながり、学校で教師が日常的に行っているインフォーマルなアセスメントを補完する機能を持つと考えられるため、学校現場でのフォーマルアセスメン

トを取り入れることは意義深いと思われる。

このような視点で改めてコンサルテーションをとらえたときに、特別支援教育事業としての巡回相談」がその機能を果たしていると思われる。福岡県では「発達障害児等教育継続支援事業（以下、巡回相談）」という事業名で実施されており、巡回相談員が、視覚・聴覚・知的・肢体・病弱の特別支援学級及び幼、小、中、高等学校はもとより、保育園、認定子ども園も支援の対象として実際に学校に出向いての相談を受けている。

本事業では、認定こども園、幼稚園及び保育所、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障害を含む障害（以下「発達障害等」と記す）のある幼児児童生徒などに対する一貫した継続性のある支援体制を整備することが目的となっており、巡回相談員の業務は以下の5つが中心となる。

(ア) 学校等における特別支援教育の理解啓発

(イ) 学校等内における推進体制整備に関する助言

(ウ) 学校等内における個別事例に対応した相談

(エ) 学校間連携における支援

(オ) その他、学校等の特別支援教育の推進に関する助言

また、巡回相談員は以下の6つの職種から構成されている。

① 有識者（大学教授等）

② 医師（小児神経科、精神科等）

③ 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等

④ 就労支援員、キャリアカウンセラー等

⑤ 指導主事

⑥ その他、発達障害等に関する専門的知識・経験を有する者

さらに巡回相談のタイプとしては5つのタイプからなっており（表1参照）、ケースに合わせて様々な形で、学校や各教員に対しての支援を行うことができる。しかし、その中でも基礎として考えられることは、間接支援としての役割であることと、対象となっている児童生徒の心理・生理・病理の理解を基にした状況把握の上に立った支援体制の確立である。

そこで本稿では、A 地区における平成25年～平成28年度までの巡回相談の状況を概観しながら、間接支援としての教員への働きかけを巡回相談員がどのよ

うに行っているかということ、児童生徒の障害特性を心理・生理・病理という視点からどのように理解を進めているのかということについて、現状をふまえて概観し、その上で課題点について検討していくこととする。

表1：巡回相談のタイプと具体的な相談内容

相談タイプ	具体的な相談内容
Aタイプ (講話)	○学校等内における特別支援教育に関する理解・啓発 (例) 職員の共通理解を図るための研修講話
Bタイプ (支援体制)	○学校等内における推進体制整備に関する助言 (例) 校内委員会やコーディネーターを対象にした相談
Cタイプ (個別相談)	○学校等内における個別事例に対応した相談 (例) 心理検査、行動観察(授業等)を基にした助言 (例) 学級担任や保護者を交えた相談 (例) ケース会議における助言 (例) 個別の指導計画等の作成に関する支援
Dタイプ (連携支援)	○学校等間連携における支援 (例) 幼小, 小中, 中高連絡会における助言 (例) 合同授業研究会における助言
ABタイプ (混合型)	○AタイプとBタイプの混合 (例) 行動観察(授業) + 職員研修会

### A地区の巡回相談の現状から

#### ① A地区における現状

A地区は福岡県の南部に位置する7市町村からなる地区である。ほとんどの小・中学校が中規模、小規模となっている。県全体に共通することであるが、特別支援教育に関するニーズは非常に高い状況にある。年度が変わるごとに10クラス程度の学級増があり、どの小中学校にとっても教室の確保、特別支援教育の専門性を持つ教員の育成が課題となっている。また、通常学級に在籍する発達障害の児童生徒に対する教育的ニーズも年々高まってきている。

図1はA地区における平成25年～平成28年度までの巡回相談の総数と学校ごとの派遣数である。

巡回相談の件数は減少傾向にあるように見えるが、A地区では、平成27年より指導主事が学校の要請に応じて派遣される独自の支援システムとして、「ワンコール研修サポートシステム(以下、ワンサポと記す)」が施行された。この結果平成27年以降の巡回相談数は大きく減少しているように見えるが、指導主事は、平成27年度の実績では計41回の学校へのワンサポを行っている。つまり、ワンサポの数を巡回相談の数に加えると124件と大きく前年度を上回ることになる。

つまり特別支援教育のニーズは年々拡大していることが分かる。

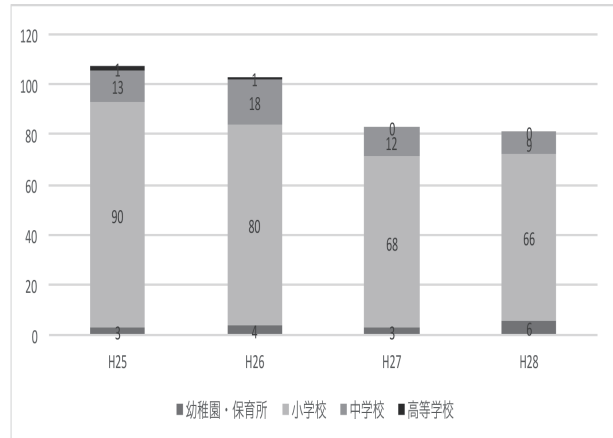


図1：巡回相談総数及び学校種ごとの派遣数

次に巡回相談でのニーズに応じた巡回のタイプの割合を見てみると(図2参照)、巡回相談におけるニーズは、個別の支援が8割を占めている。学校現場での困りは、目の前の児童生徒にどのように支援したら良いかという支援方法がわからないことにあると思われるが、このことが中心となって、学校全体の支援体制へのサポートや幼保小、関係機関等との連携がなされていくのではないかと考える。

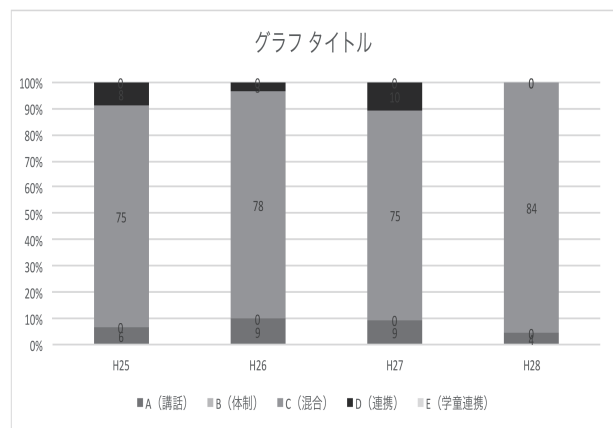


図2：巡回相談総数に対するタイプの割合

その中で、市町村の教育委員会等からの意見としては、以下のようなものが挙げられた。

- 教職員全体への指導・助言の場を設けたことにより、通常学級における発達障害等の個別の支援のあ

り方等について理解が進んだ。また、保護者や保育園側の理解が進み、町全体としての早期発見・対応の取組が推進できた。

● 保→小、小→中の連携協議会と巡回相談を重ねることにより、保小、小中での共通認識が生まれ、スムーズな連携を図ることができた。

● 一度に多数の相談をあげている学校では、事前に校内委員会等でまず課題を整理し外部からの支援が必要なケースに絞って欲しい。巡回相談のみで解決できることは少なく、実際に支援するのは担任やその学校の職員である。校内での役割を具体的に話し合い、それぞれが子どもにどう関わるのかという意識を高められるような巡回相談であって欲しい。

● 1担任あたり40分くらい時間があつたが、それでも詳しく聞き取りをして助言をしていたら足りないくらいだったし、合計5人の先生方に対して1名の巡回相談員では、当日の時間的にも事前の準備の負担からしても大変だった。2名くらいで行けたらよかったと思う。

● 事前チェックシートがない児童や、あつても他校からの相談員との分担が当日行動観察直前まで決まっていなかったため、7～8名分全てのチェックシートに目を通していても実際は2人分だけでよかった（それならあらかじめ2名分だけじっくり見て準備したかった）など、相談員側が見通しが持てずに苦勞した。当日現地で、書類もなく口頭のみで日程や担当の児童を割り振られ、5時間目までしかないクラスに観察に行き、6時間目に次のクラスに行ったら帰りの会があつていた、ということもあつた。せっかく巡回相談を申し込んで下さつたので、学校のためにも児童のためにも、事前の日程や児童についての情報の提示を最低限でよいのでいただけたらと思う。

このような学校の要請に応えるためにA地区では、巡回相談の内容に応じて指導主事が、適切と思われる巡回相談員を派遣するようにしている。中山ら(2016)は、都道府県によってすべてのケースでまず教育的見地から特別支援学校のSENCOが巡回指導を行い、その後さらに心理や医療的側面からの指導が必要な場合に臨床心理士や医師による巡回指導を行う2段階モデルと各学校のニーズに合わせて特別支援学校のSENCOか、臨床心理士や医師による巡回指導を行う

1段階モデルのどちらかが採用されている。そして、それぞれのモデルによって巡回相談でのコンサルタントの役割は異なってくると思われる。それぞれのモデルに共通して外部の専門家であるコンサルティは関係機関や各学校の職員など全体的な組織や人の把握や調整が求められる役割であるが、2段階モデルでは教育という立場では同じである特別支援学校のSENCOが各学校のサポートを行い、外部の専門家が子どもや保護者のサポートを行いながら、各学校との調整を図るケースも考えられることを挙げている。ワンサポによる巡回相談を含めた、事前に学校からのニーズ把握に基づいていくつかの派遣方法があるということは2段階モデルと同じ形式であると思われるが、巡回相談のニーズに合わせた巡回相談員を派遣していくという意味では、最も高いニーズのある個別ケースの支援をワンサポを中心にを行いながら、さらに専門の見地からの支援として外部専門家を巡回相談員として派遣したり、学校全体の体制構築や関係機関との連携まで進める必要があれば、その点に関しての専門家を派遣するなど柔軟かつ適切な対応ができる形であると思われる。

また、個別ケースへの支援の中では心理検査によるアセスメントを実施した上での支援計画を検討していくこともある。上野(2006)は、「よい指導はよいアセスメント(査定)から生まれる」ことを指摘している。つまり、発達障害を抱えた児童への理解を深める手段として、心理職による心理査定は大きな貢献をもたらすと考えられる。また、心理査定は障害などの判断だけではなく、援助計画の立案や方針の決定にも不可欠なものである。そのため、心理職による専門の見地からの心理査定は、教員コンサルテーションに加えて個別の指導計画作成にあたり、情報源として資することが期待できるのではないだろうか。

最後に巡回相談員の職種の割合を見てみると(図3参照)、A地区では様々な専門家が巡回相談にあつている。その中で、市町村の教育委員会等からの意見としては、以下のようなものが挙げられた。

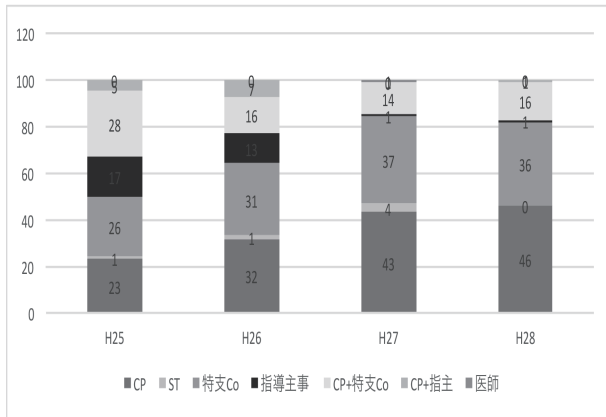


図3：巡回相談員の職種と割合

● これまで課題がないと思われていた軽中度難聴児の困り感を保護者、管理職、担任、コーディネーター等と情報等を共有することができた。聴覚認知バランサーを活用しての簡易検査を行い、大まかな聞き取りができていたことを調べることができた。

● B市の中学校で全職員への研修会を実施。来年度、他県から転入してくる難聴生徒への支援を考える上で、基本的な聴覚障害についての説明と、人工内耳の仕組みや学校生活の中で必要な配慮事項、また、支援を行う上でのポイントや補聴システムの具体的な操作について研修を行った。

● 知的障害特別支援学級に在籍する、見えにくさのある児童について視覚簡易検査を行った。

● 心理の専門家（臨床心理士）と特別支援教育の専門家（特別支援学校コーディネーター等）がチームを組んで巡回するA地区方式は、実態把握と支援内容・方法を検討する上で大変有効であると同時に、巡回相談後の特別支援学校と連携した継続的な支援につながるものであると考える。予算面の制約もあるが、今後も是非続けていきたい。

● 「臨床心理士の視点での児の理解」と「支援学校教諭の視点による授業の中での支援の工夫」の両面がそろふことにより効果が上がると思われる。今後もこのメンバー構成は続けていけることが望ましいと考える。

● 巡回相談で指導していただいた臨床心理士や特別支援学校の先生、指導主事の先生に継続的に相談できる仕組みでは無いため、1回の相談でご指導いただいた取組についての評価や改善を専門的に行うことに

課題がある。

● 通常学級での発達障害に関する相談が増えてきている。LDやADHD等、発達障害に関する指導の充実（有効な支援）を図ることが必要である。

A地区の巡回相談の特徴としてあげられるのが、巡回相談員を複数派遣しているところにある。例えば、臨床心理士（CP）と特別支援教育コーディネーター、言語聴覚士と特別支援教育コーディネーターなどがあげられる。臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士、特別支援教育士、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、地域支援を担当する職員等である。専門家はそれぞれ強みを持つ、例えば臨床心理士や臨床発達心理士は、臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う心理、生理、病理の視点からの専門家である。また言語聴覚士は言語や聴覚、音声、認知、発達、摂食・嚥下に関わる障害に対して、その発現メカニズムを明らかにし、検査と評価を実施し、必要に応じて訓練や指導、支援などを行う専門職である。

特別支援教育コーディネーターとは、発達障害者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者（家族など）への相談窓口を行う専門職を担う教員のことである。これらの専門家が蓄積してきた知見を、最大限に発揮し、A地区の幼、小、中、高等学校等や保護者に対し、障害のある幼児児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う教員のことである。

また、臨床心理士は臨床の専門家であり、特別支援教育コーディネーターは学校教育の専門家である。A地区ではこの組み合わせの有用性を特に重要視している。特別支援教育コーディネーターは臨床心理士が行う検査の分析の技術や関係者へのフィードバックの方法を学ぶことができる。臨床心理士にとっては、自分たちが行った心理検査等の検査結果等から特別支援教育コーディネーター導き出した授業場面での支援方法を学ぶことができる。これはお互いにとって、良い意味で相互作用を働かせお互いの専門性をより高めていく取り組みとなる。白石（2007）によると、専門的な助言や情報提供は、教員が自分の指導に自信をもったり、改善をしたりするきっかけになることが挙げられている。多くの教員は、特別支援教育および障害児教育を専門としておらず、そのために自分自身の指導や

支援について不安を抱えたり、客観的な判断を求めたりしていると予想される。その点においては、コンサルテーションにおける臨床心理士等の巡回相談員による専門的な見解は、コンサルティである依頼をした学校の教員自身だけでなく、そこに同席している特別支援教育コーディネーターにとっても自身の指導・支援を振り返るきっかけにつながると言えよう。その一方で、巡回相談員にとってもこの形式でかかわることで、学校現場での実情を知る機会になったり、より実際に則したコンサルテーションを行うことができると思われる。これは臨床心理士についても病院勤務をベースとしてする場合に、児童生徒のアセスメントを心理・生理・病理という観点からアセスメントできたとしても、そこから実際の支援を考える際には、やはり学校現場についての理解などが無くては効果的なコンサルテーションを行うことは難しいと思われる。

## 今後の課題

今後の課題を考えていくために、市町村の教育委員会等からの意見としての以下のコメントを挙げたい。

- 幼稚園の積極的な活用は、早期からの支援と小学校への連携につながり、大変有効であった。
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」についても助言をもらい、見直しを図った。
- 巡回相談が、個別指導・通級による指導や、医療・療育機関へとつながった。
- 校内研（講話タイプ）で、支援の在り方を全職員で共有できた。
- 個別タイプでは、検査結果データ等の客観的な資料をもとにした専門家からの説明や専門機関の紹介をしていただき、学校で配慮すること・家庭で配慮することや連携のポイントが明らかになり、保護者との共通理解が進んだ。結果を直接保護者に伝えることによって保護者の理解が進んだ。また、保護者への対応の仕方を学校へアドバイスすることができた。
- 学校・保護者・相談員が共に支援策を協議する中で、保護者と学校の関係が密になったと感じた。
- 高学年まで具体的支援を受けずにきた子どもが通級に通うようになり、保護者が進路について考えるようになった。

● 保護者と直接話すことで家庭での様子や保護者の気持ちなどを丁寧に聞くことができた。保護者と学校で考え方が少し食い違っていた事例も、母親の不安を丁寧に聴き取ることで誤解が解け、途中から担任と保護者間で子どもの話が弾んでいった。

課題の一つとしては、意見の中で学校現場でのメリットについて多く意見が挙げられる一方で、保護者との面談に不安を感じている教員も多いことが考えられる。肥後（2007）は、具体的な研修プログラムとして、対象児の保護者からの要望と学級での対象児の現状とにギャップを抱えて悩んでいる教員のケース検討などを取り入れていることを報告しているが、コンサルテーションの中や、現任者研修においても様々な取り組みを検討している必要があると思われる。また、岩瀧ら（2009）は学校現場へのコンサルテーションを行う心理職に求められていることを明らかにする研究の中で、教員や保護者の共通理解よりも保護者が求める教育上の支援や学級経営に対する心理職へのニーズが高いことを挙げている。保護者の教育的ニーズに対する「合理的配慮」をどのように進めていくべきかという点に関して、児童生徒の心理・生理・病理の観点から必要に応じて様々なアセスメントを行い、学校としての見立てと保護者のニーズを比較することで、適切な「総合的な判断」が行いやすいといえよう。

もう一つの課題としては、人材育成についてである。巡回相談員の複数職種による訪問が定着化しているA地区だけではなく、全国的な問題でもあると思われるが、巡回相談員として地域にどのような専門家がいるのかという把握は常に必要であると思われる。学校からのニーズが多様化していく中で、様々な領域における専門家を発掘したり、有機的につなげていくことが必要であると思われる。そして福岡県であれば教育事務所の指導主事がこの組み合わせを考えるマネージャー的機能を持つのではないかと考える。つまり、地域の人材を貴重な教育資源としてとらえ、それぞれの強みを把握しておく必要がある。その一方で、専門性の継承も大きな課題となっていると思われる。A地区でも経験年数の少ないスタッフがそれぞれの職種において同行しているということがいくつかのケースであるようだが、これらは日常的なOJT（On-The-Job Training）を考えてのことである。専門性を持つ団塊

の世代の専門家がどんどん退職していく現状のなかで、いかに人材を育てていくかということを考えておく必要がある。臨床心理士は、ベテランの臨床心理士に経験の浅い臨床心理士を同行させたり、特別支援学校のコーディネーターは巡回相談にサブコーディネーターを同行させたりしている。コンサルテーションはそれぞれの職種における業務についてのトレーニングの中でも扱うことが少なかったり、研修などの機会も少ない活動の一つである。子のコンサルテーションの研修体制についても今後効果的な研修のあり方を検討していく必要があると思われる。

## 引用文献

- 肥後祥治（2007）特別支援教育を担う教師の指導プログラムの内容と方法に関する研究－公開講座を通じた実践を手がかりに－. 熊本大学教育学部紀要人文科学, 56, 33-40.
- 岩瀧大樹・山崎洋史（2009）特別支援教育導入における教員の意識研究－期待される心理職の役割－東京海洋大学研究報告. 東京海洋大学研究報告 (5), 17-27.
- 中山政弘・伊達あゆみ・牧正興（2016）障害児保育におけるコンサルテーションの意義について. 福岡女学院大学紀要 人間関係学部編, 17, 51-59.
- 霜田浩信・星野常夫・須田孝・高田豊・阿部和彦（2008）外部専門家による特別支援学校との連携の効果. 『教育学部紀要』文教大学教育学部, 42 集, 103-113.
- 白石高士（2007）やるべきことを明確にして、順序よく取り組もう. 特別支援教育の実践情報No. 114 明治図書出版株式会社, 東京.
- 中央教育審議会初等中等分科会（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)
- 中央教育審議会（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm)
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2008）PT,OT,ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/hyouka/kekka/07110104/002/012.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/07110104/002/012.pdf)
- 文部科学省（2003）特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/018/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/index.htm)
- 上野一彦（2006）特別支援教育実践ソーシャルスキルマニュアル. 明治図書, 東京.

